

4 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組
 (1) 生活機能の強化（福祉）

資料3-(2)
 様式見本

事業（取組）	ファミリー・サポート・センター事業					
連携する町	③三木町，⑤綾川町					
協定の規定	③⑤との瀬戸・高松広域定住自立圏形成協定 第3条					
<p><事業概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員同士が地域において育児について相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」の事業を実施します。 ・ ファミリー・サポート・センターは、幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡，調整を行います。 <p><成果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と育児両立できる環境を整備するとともに，地域の子育て支援を行い，労働者の福祉の増進と育児の福祉の向上を図ります。 <p><中心市の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー・サポート・センターを設置し，管理運営します。 <p><周辺町の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリー・サポート・センターの運営を支援します。 ・ ファミリー・サポート・センターの行う育児に関する相互援助活動を住民に周知します。 						
事業費等 （千円）	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
	XXXXXX					
	周知 会員養成講座開催 会員募集 事業実施					
	継続して実施					

注) 事業費については，毎年度の予算により定めます。

ファミリー・サポート・センター事業イメージ図

